

令和7年度国内産農産物銘柄設定等の申請に係る意見聴取会議事録

開催日時：令和7年12月5日（金）13：25～14：55

開催場所：北海道農政事務所3階大会議室

出席者

【学識経験者】

北海道農業研究センター 寒地畑作研究領域 畑作物育種グループ	グループ長補佐	八田 浩一
北海道農業研究センター 寒地畑作研究領域 畑作物育種グループ	上級研究員	青木 秀之
北海道農業研究センター 寒地畑作研究領域 畑作物育種グループ	主任研究員	寺沢 洋平
北海道農業研究センター 寒地畑作研究領域 畑作物育種グループ	研究員	中村 春貴
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構北見農業試験場	研究主幹	大西 志全

【生産者団体・申請者】

北海道農業協同組合中央会 農政対策部	主幹	相川 健亮
ホクレン農業協同組合連合会 農産部 麦類課	考查役	只石 幸一
株式会社十勝はる麦の会	代表取締役社長	松久 良行
事業協同組合チホク会	代表理事	山川 健一
事業協同組合チホク会	専務理事	山本 マサヒコ

【登録検査機関】

一般財団法人日本穀物検定協会北海道支部	業務部検査課	熊川 佳音
一般社団法人北海道農産協会	検査部長	田仲 啓一
一般社団法人北海道農産協会	検査部次長	千葉 隆一
一般社団法人北海道農産協会	検査部技監	今 克之
北海道農産物集荷協同組合	事務局長	鈴木 智詞
北海道農産物集荷協同組合	検査部課長	山口 翔大
株式会社北海道穀物検査協会	取締役	石井 学
アグリシステム	農産物検査員	入江 広太
株式会社ほっかいどう穀物研究所	代表取締役	宮部 稔勝

【実需者】

北海道製粉工業協同組合	事務局長	永野 賢幸
日清製粉株式会社 北海道小麦センター		萩本 政大
株式会社ニッパン 東日本管理部札幌管理チーム	副係長	渡邊 裕太
木田製粉株式会社 業務部	執行役員業務部長	中澤 佳伸

木田製粉株式会社 業務部	河野 翔弥
江別製粉株式会社 原料政策部	グループ長 加葉田 和志
横山製粉株式会社 業務部	部長 高橋 恒
横山製粉株式会社 開発部	課長 側 鎌次
横山製粉株式会社 業務部	安倍 和義

【北海道】

北海道農政部生産振興局農産振興課	主査 (種苗・農産物検査) 藤嶋 精
北海道農政部生産振興局農産振興課	豆麦類係長 角田 建
北海道農政部生産振興局農産振興課	豆麦類係 主任 寺山 采花
北海道農政部生産振興局農産振興課	調整係 主任 佐藤 茉

【農政事務所】

北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課	課長 神力 あけみ
北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課	課長補佐 (業務) 岡部 雅信
北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課	農産物検査係長 濱戸 孝文

1. 開会

【北海道農政事務所 (岡部)】

ただ今より「国内産農産物の銘柄設定に係る意見聴取会」を開催いたします。

本日の司会を努めさせていただきます、北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課課長補佐の岡部と申します。

開会にあたりまして、北海道農政事務所生産経営産業部業務管理課神力課長よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

【北海道農政事務所 (神力)】

省略

3. 議事

国内産農産物の銘柄設定等申請手続きについて概要説明

【北海道農政事務所 (岡部)】

冒頭に、配布した資料の確認をお願いいたします。

お手元に議事次第、出席者名簿及び座席表のほか、【資料1】として「農産物検査に関する基本要領」(抜粋)、【資料2】として農産物検査に関する基本要領の別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル」(抜粋)、【資料3】として、申請者から提出された「銘柄の設定等申請書」、【資料4】として、申請者から提出された「産地品種銘柄における品種群の設定等申請書」を用意しておりますので、ご確認ください。

さて、本日開催の意見聴取を実施するにあたり、【資料2】に記載のとおり「農産物検査に関する基本要領」の別紙2「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」第3の1の(2)に基づき、インターネットの利用等の方法により、あらかじめ関係者からの意見を募集し、その意見を踏まえて意見聴取を行うとなっております。

また、同マニュアル第3の2の(2)により議事は公開とする、となっております。

このことから、当所において12月1日までの間、当所のホームページでご意見を募集するとともに、傍聴者の募集も併せて行ってまいりました。

この結果、研究者等からご意見をいただいており、ご紹介させていただきます。

(意見募集の結果は省略)

さらに、傍聴希望者については、3名であったことをご報告いたします。

なお、本日の議事録につきましては、【資料2】国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアルの第3の2の(3)に記載のとおり、一般の「閲覧」に供することとし、当所のホームページで公開することとなります。

それでは、議事次第に基づき、3の議事「(1) 産地品種銘柄の設定申請」及び「(2) 産地品種銘柄における品種群の設定申請」についてですが、令和8年産の銘柄設定等の手続につきまして、10月1日～10月末日までの間、当所ホームページに掲載のうえ、銘柄設定等の申請の受付を行いました。

その結果、産地品種銘柄の選択銘柄として、【資料3】により、「普通小麦」について、「株式会社十勝はる麦の会」様及び「事業協同組合チホク会」様の連名により「ゆめほわいと」の銘柄設定について、【資料4】により、「ホクレン農業協同組合連合会」様から「きたほなみ」の品種群設定と「きたほなみR」の品種群を構成する銘柄に追加申請があったところです。

これにより、本日の意見聴取会において、銘柄の設定等について申請する必要が認められた場合には、農産局長あてに申請することといたします。

次に、お手元の【資料1】をご覧ください。基本要領のI 農産物検査規格の規定の第2の2に銘柄設定の要件の記載があり、「次に掲げる要件の全てを満たした場合には、銘柄として新たに設定することができる」となっております。

今回は、普通小麦の申請になりますので、産地品種銘柄の銘柄設定については黄色で色付けした(4)を除く4要件を満たしているかを判断することとなり、品種群の設定については(4)の要件を含むすべての要件を満たしているかを判断することとなります。

それでは、今回の申請について、関係者からのご説明をお願いいたします。

はじめに、【資料3】につきまして、「普通小麦」の「ゆめほわいと」の選択銘柄の設定について、申請者である「株式会社十勝はる麦の会」様並びに「事業協同組合チホク会」様から申請理由等についてご説明をいただき、登録検査機関である「株式会社ほっかいどう穀物研究所」様より銘柄鑑定に関する事項についてご説明をお願いいたします。

(1) 国内産農産物の銘柄設定について【資料3】

【株式会社十勝はる麦の会 (松久)】

本日はお忙しい中、産地品種銘柄設定に係る意見聴取にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、これまでの北海道産小麦に対する皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。

「ゆめちから」が生産現場に根付いて以来、パン店やラーメン店では北海道産小麦使用という表示を数多く見かけるようになりました。

また、北海道産小麦が全国に広く利用され、様々な商品を通じて消費者の皆様の目に触れるようになったことは、生産者としてこの上ない誇りであり、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

一方で、「ゆめちから」の利用が拡大する中で、特に小規模パン店様からは、味がやや淡白である。生地の扱いが難しく美味しいパンを製造するために、日々工夫と努力を重ねているというご意見もいただきました。

このような現場の声を受け、私たちは単独で使用でき、かつ優れた製パン性を持つ新品種があればと考えていたところ、「ゆめほわいと」の存在を知り、一般試験栽培を行うことになりました。

実際に「ゆめちから」との比較も兼ねて、栽培を行った結果、「ゆめほわいと」は「ゆめちから」とほぼ同等の収量が見込めることが確認されました。

さらに、収穫した小麦から製粉した小麦粉を近隣のパン店様で試作していただいたところ、従来、「ゆめちから」と「きたほなみ」のブレンドで苦労されていたのが、まるで嘘のように「ハンドリングが良い」、「風味が豊かで美味しい」など、パン店が求めていた夢のような品種だという言葉をいただいたことから、将来は必ず栽培し技術者の皆様に喜んでいただきたいという強い想いを抱きました。

栽培試験では、地質の異なる複数の圃場で検証を行い、結果として、10a 当り 740 キロから 800 キロという高い収量を記録し、さらに耐病性にも優れていることから将来性は極めて有望であると判断いたしました。

つきましては、この「ゆめほわいと」を広く普及させ、生産者と実需者の双方に利益をもたらすため、本日、産地銘柄の設定を申請いたしました。

皆様の忌憚のないご意見を承りたく、よろしくお願ひいたします。

【事業協同組合チホク会（山川）】

本日はお忙しい中、産地品種銘柄設定に係る意見聴取にお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、十勝管内の芽室町で小麦栽培をしている畑作農家です。

「ゆめちから」が世に送り出されて以来、実際に小麦粉をお使いになるパン製造に関わる方々や、こだわりのラーメンを作る職人の方々との交流を深め、実需者が本当に望む品種を供給するため、意欲的に多品種の小麦栽培に取り組んでおります。

「ゆめほわいと」は、単独でも使用できる汎用性の高さと他の小麦とのブレンドにも適する柔軟性を兼ね備え、さらに、穂発芽耐性や製パン性に極めて優れているという情報を聞き、一般試験栽培を行うことにしました。

実際に栽培してみると、まず収量性については、「ゆめちから」と同等の収量が期待できるこ

とを確認いたしました。

加えて、本品種は、既存の主力品種である「ゆめちから」よりも若干熟期が早いという特徴はありますが、これは、多品種を栽培する上で作業分散できるという点で、今後の農業経営において非常に資する品種だと考えております。

今年の春に開催された北海道スマートフードチェーンプロジェクト事業化戦略会議においては、10年後には、1件あたりの耕作面積が現在の1.7倍になるという見通しが示されました。

農業先進国フランスなどで、熟期の異なる複数の品種を栽培することで、収穫期のリスク分散や作業の分散を図っており、今後の規模拡大を進めるにあたっては、小麦をはじめとしたコンバイン収穫可能な作物の作業分散とリスク分散は、益々重要になってまいります。

また、近年発症が顕著になっている縞萎縮病や、将来的にリスクがある萎縮病に対しても抵抗性があるという点は、我々生産者にとって極めて魅力です。

このように、「ゆめほわいと」は、優れた製パン適性と安定した収量性と穂発芽耐性、そして、将来を見据えた耐病性と作業分散効果を合わせ持つ極めて有望な品種です。

本品種は、北海道小麦にさらなる品質向上と、実需者の皆様の多様なニーズに応えるために不可欠であると確信し、産地品種銘柄設定の申請をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

【事業協同組合チホク会（山本）】

事務局から説明させていただきます。

ただいま、申請者のご両人から説明がありましたので、申請する理由については割愛させていただきます。

生産状況は、令和5年、6年、7年の3年間で一般圃場試験を行っており、作付面積および収穫量については、資料のとおりとなっております。

品種登録は、今年の8月となっているため、品種の「ゆめほわいと」については、農産物検査を受けないで終了していることから、粗原料を確保した上での数量となります。

検査を行う予定登録検査機関としては、株式会社ほっかいどう穀物研究所様で行うことで、話し合いができております。

品種の特徴及び来歴等につきましては、資料をご一読ください。

種苗法につきましては、種苗法に定める育成者権の侵害行為を及ぼさない状況で行っており、育成者からの許諾については、許諾契約を締結済みとなっております。

「ゆめほわいと」と「キタノカオリ」が植えてある圃場の図を付けておりますが、「キタノカオリ」は、縞萎縮病が発生している圃場で最終的には生育が遅れ、穂も短くなり、穂数も減り、大きな収量減となっております。

また、右の「ゆめほわいと」は順調に生育が進み、生産者が気にしている縞萎縮病に十分抵抗性を持っております。

別紙に「ゆめちから」の3年間の試験概要を記載しております。「ゆめちから」と比較して、全般的には千粒重はやや軽くて、子実タンパク質含有率についてもやや低い傾向が見られます。

統計的には、「ゆめちから」よりも収量が取れている年、取れてない年があること、2つの品質については、優位差が生まれていないので、今後、タンパクの増加、「ゆめほわいと」に特化

した、性質に合った栽培方法を進め、十分な収量性と製パン性を確保しながら普及に当たりたいと思っております。

今までの来歴には、系譜図が記載されております。

収量調査につきましては、参考資料を農研機構様から頂戴しておりますが、草姿、子実外観についても記載のとおりとなっております。ご審議とご意見を拝聴できればと思っております。

【北海道農政事務所（岡部）】

続きまして、【資料4】の「普通小麦」の『きたほなみ』の品種群の設定と「きたほなみR」の銘柄を構成する品種の追加について、申請者である「ホクレン農業協同組合連合会」様から申請理由等についてご説明をいただき、登録検査機関である「北海道農産協会」様から銘柄鑑定に関する事項についてご説明をお願いいたします。

（2）産地品種銘柄における品種群の設定申請について【資料4】

【ホクレン農業協同組合連合会（只石）】

ホクレン農業協同組合連合会農産部麦類課の只石と申します。

本日、ここにお集まりの皆様につきましては、北海道産小麦の生産から流通に携わって日頃よりお世話になっておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

私からは、「きたほなみR」の申請の理由について述べさせていただきます。

「きたほなみR」につきまして、現行の「きたほなみ」は、縞萎縮病の抵抗性がないので、現行品種の「きたほなみ」に縞萎縮病の抵抗性をつけた品種となっております。農業特性、製粉性、製めん性については、「きたほなみ」と同等という評価をいただいており、縞萎縮病の抵抗性が強い「きたほなみ」から「きたほなみR」に切り替わることで、道産小麦の安定供給に寄与できるものと考えております。

また、現行の「きたほなみ」につきましては、北海道の小麦作付面積の約7割を占める主力品種であり、主力用途である日本めん用をはじめ、パン用、菓子用など幅広く流通しております。

北海道産「きたほなみ」使用という商品も増加していることなど、北海道を代表する「きたほなみ」ブランドの小麦として流通に寄与しているところです。

このため、「きたほなみR」の産地品種銘柄の設定を「きたほなみ」の品種群とすることで、北海道産「きたほなみ」として流通が可能になることから、「きたほなみ」ブランドを毀損することなく、生産から消費に至るすべての関係者において、大きく貢献するものと考えております。

「きたほなみR」の特性の詳細につきましては、本日、道総研北見農業試験場の大西様にお越しいただいておりますので、大西主幹からご説明していただきます。

【北海道立総合研究機構北見農業試験場（大西）】

道総研北見農業試験場の大西と申します。

「きたほなみR」の特性について説明しますので、資料の1ページをご覧ください。

北見農業試験場で交配、選抜された「きたほなみR」ですが、戻し交配という育種方法を使

っておりますが、理論上は「きたほなみ」と遺伝的に98%同じになります。農業特性についても「きたほなみ」と同様の成熟期、収量性、千粒重など、試験によって確認しております。

唯一違うところが、縞萎縮病抵抗性で「きたほなみ」は縞萎縮病抵抗性が劣る「やや弱」という評価になりますが、「きたほなみR」については縞萎縮病抵抗性が強く、ランクとしては「強」ということで、そこが改良点となります。

参考データとして加工適性試験結果を掲載します。

これまで、道総研で「きたほなみ」との比較として、「きたほなみR」の製粉試験、うどん加工適性試験などを自分たちで行なっているところですが、複数年複数産地の事例で、ほぼ同じ製粉歩留まり、あるいは粉色と呼んでいる小麦粉の色を評価したところ、「きたほなみR」と「きたほなみ」はすべての試験でほぼ同じとなっております。

また、表4で示されているように、外部の実需者様にも試験を依頼して、複数年複数産地で試験をしていただいているところですが、いずれの試験事例でも、うどんの色、あるいはうどんの粘弹性と書かれている食感について、「きたほなみ」と「きたほなみR」で大きな差はなく、「きたほなみ」の後継として、「きたほなみR」は使用可能であるというコメントをいただいております。

以上の点から、「きたほなみR」については、3ページに粒の外観等の写真等もありますが、見ていただくとわかるように、「きたほなみR」と「きたほなみ」は同等の外観をしております。

以上のことから、品種特性、品質の観点から品種群として同一の銘柄とすることについて、道総研といたしましては適当と考えております。

【北海道農産協会（今）】

農産協会の今と申します。

最後のページに、同意書が記載されており、記載されているとおりです。

当協会へサンプルをいただき形質等を比較した結果、ほぼ同じということで、品種鑑定上差異はないと見ており、品種群を追加する銘柄「きたほなみ」として全く問題ないと考えております。

【北海道農政事務所（岡部）】

ただいま、申請内容の説明及び品種上の特徴について説明を受けましたが、次に、銘柄設定の申請がありました「ゆめほわいと」のサンプルの比較対象として「ゆめちから」のサンプル及び品種群の設定申請がありました「きたほなみR」のサンプルの比較対象として「きたほなみ」のサンプルをご用意しておりますので、まず現物を見ていただき、その後、意見を伺いたいと思います。

5. 意見聴取

【北海道農政事務所（岡部）】

それでは【資料3】と【資料4】について、意見聴取に入らせていただきます。

はじめに、【資料3】の「ゆめほわいと」について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【北海道農産協会（千葉）】

北海道農産協会の千葉です。日頃から関係者の皆様方には、当協会の検査にご協力をいただきまして、この場を借りて感謝を申し上げます。

今回の銘柄の設定に対して、申請者から丁寧に説明をいただき、現物も初めて見せていただきましたが、情報がすごく限られており、ネットで調べてもほとんど情報がありませんでした。

先程の説明で、過去5年間の面積と収穫量が記載されていましたが、検査の実績はなしということで、農産物検査を実施しなかった理由と、8年産の種子の販売状況、作付け予定を教えていただければと思います。

あと、国に対してですが、銘柄の設定について、申請があつて、マニュアルに書いている要件だけを満たせばそれでいいというスタンスで、今後も進めることができ本当に良いのか、国としては、銘柄の無原則な広がりを抑えることや制御していくことを考えているのか、教えていただければと思います。

【北海道農政事務所（岡部）】

ありがとうございます。まず申請内容につきまして、申請者から、今ご質問あった点について、お答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

【事業協同組合チホク会（山本）】

過去の検査実績ですが、1つは今年の8月の末に、品種登録が行われたということです。

それと、試験栽培にあたって、秘匿義務など結んでおり、生産者がこの小麦についての所有権を持ってないため、検査申請できないというよりは、生産者のものではなく研究所のものになるので、当然、検査を受ける対象にはならないと判断をしております。

この間、我々もほっかいどう穀物研究所さんには、その都度サンプルを見せて、コメントをいただきながら、過去3年間については非常に良いものが採れており、外観も全く問題なく区別もできることで書類も頂戴しておりますので、この品種の検査については行えると判断しています。

【北海道農政事務所（岡部）】

今、申請者からご発言いただきましたがいかがでしょうか。

【北海道農産協会（千葉）】

それで、実績のないものについて、国は、その設定についてはどのような考えをするのでしょうか。

【北海道農政事務所（瀬戸）】

ご指摘の点についてですが、国といたしましては、要領、マニュアルに基づいて、申請されたものを意見聴取して決めていくというスタンスとなりますので、この場で実績がないからと

いって、それを受け付けないというようなことにはならないとの判断をさせていただいております。

【北海道農政事務所（岡部）】

ただいま、事務局の担当からお答えをさせていただきましたが、このような流れで手続きを取らせていただいているということで、ご理解をいただければと思いますがいかがでしょうか。

【北海道農産協会（千葉）】

受け付けてほしくないということを言っているわけではありません。

内容についても、その品種を否定しているわけでもありませんが、今後について、考え方等を示していただければということですので、要領以外はないのであれば、それで結構です。

【北海道農政事務所（岡部）】

ただいま、基本要領やマニュアル上の考え方については以上申し上げたとおりですが、意見聴取にあたってご意見をいただいたことについては、機会を通じて、農林水産省農産局に意見をつなげさせていただきますので、ご理解ください。

他の皆様から【資料3】「ゆめほわいと」の銘柄設定の申請に関してご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

【日清製粉株式会社（萩本）】

日清製粉株式会社の萩本と申します。

私から大きく分けて2点ほど質問させていただければと思います。

1点目ですが、数年の生産計画面積は計算いただいていると思いますが、その先のことも含めてお伺いできればと思います。

例えば、令和12年産以降に、面積をもっと増やしたいと考えているのか。もちろん需給次第であると思いますが、少しまとめてから、需要に応じて量を調整するのか、大まかなところをお伺いできれば思っているところと、「ゆめほわいと」を作る分、他の品種から切り替えることも考えられると思うのですが、例えば、「ゆめちから」から切り替え他の作物を作る、小麦以外の作物を減らして「ゆめほわいと」を作る、また「きたほなみ」を減らして、「ゆめほわいと」を増やすなどの、ビジョンをお伺いできればと思います。

【事業協同組合チホク会（山本）】

残念ながら、産地品種銘柄の場合、できたものがすぐ売れるという状況には、中々ならないところがあります。

普通の優良品種であれば、入札を経て、どれぐらいの量が欲しいですという需給のバランスをとっていると理解しておりますが、この品種の場合については、新しいこともありますので、そのような仕組みには乗っていない部分もあります。

どうしても作ることにあたっては、買っていただけるだろうということがワンセットになり

ますので、作っていただきたいという声が高まれば高まるほど、作りやすくはなります。

スタートの時点、まだまだ小規模栽培という形にならざるを得ないと思いますが、それは今後の成り行きになろうかと思います。

それから、先ほどお話もありました、品種でございますが、先に行われた北海道の優良品種認定審議会の議事録を読むと、「ゆめちから」が今の段階、今日「きたほなみR」が申請されるということで、状況が少し変わるとと思うのですが、今の状況ですと、「ゆめちから」がこれ以上増えると、非常に需給バランスが厳しいという説明がホクレン様から出されたかと思います。

我々も、できれば「ゆめちから」を少しでも減らすことによって、「ゆめほわいと」は単独で使える小麦になるので、1作ったものが、「きたほなみ」とブレンドする必要はないことになります。

「ゆめちから」であれば、1作ったら1パン用として、日本めん用の品種が取られてしまうことになるので、「ゆめちから」の部分を、そういう形でうまく切り替えができるようになると、「きたほなみ」は、これから「きたほなみR」も増えるでしょうし、日本めん用としての供給力に対してプラスになるだろうと考えております。

【日清製粉株式会社（萩本）】

基本的には、「ゆめちから」からの切り替えを考えていると理解をいたしました。

種子生産の部分に関して、こちらの「ゆめほわいと」は優良品種の登録はなしで、産地品種銘柄の申請をして作付けをしていくと理解をしており、優良品種で主要な銘柄については、北海道で種子の生産を管理いただいていると思います。

その中で、量のマネジメントにもなりますが、種子の純度確保というところで、かなり北海道の皆様から、指導がされていると思っております。

いろいろな方からお話を聞いている中で、種子の純度をキープするために、普及指導員の皆様を中心に、現地の皆様とやりとりをしながら、種子の審査や、試料の抜き取りなど、ご尽力いただいているところですけれども、仕組み上、優良品種ではないということで、正式に普及員の皆様のご助力が得られないのかと認識しております。

このため、民間において、適切かつ確実に対処となります。今、考えられている範囲で、種子の純度を確保するためにどのようなことを工夫するのかというプランをお持ちなのかお伺いできればと思います。

【事業協同組合チホク会（山本）】

種子の純度については、すでに、今年度原種圃での栽培をスタートしております。この部分をきちんと管理することによって、その後に続く採種、一般圃という形で確実に品種の純度を保った上で供給ができるものと考えております。

それと、抜き取りについては、我々でしっかりと仕事をやっていかなければならないと思いますので、すでに過去4年ほどですが、別の品種でそういったこともやり始めております。

きちんとした体制を作りながら、当然、ある程度の技術的な指導をいただき、純度については、開発元の農研機構様、大学との共同研究等々と連携を取りながら、種子の生産についても

お世話になっているところですので、専門家を交えながら、きちんとした体制を整えていきたいと思っております。

【北海道農政事務所（岡部）】

その他、皆様からご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

【北海道農業協同組合中央会（相川）】

J A北海道中央会の相川と申します。

本日のご説明を聞いておりますと、収量性や耐病性と、品質についても非常に期待できるのかなと思って聞いていましたが、一方で、道の優良品種ではないということで、その辺の関係、経緯などがありましたら、教えていただければと思います。

【事業協同組合チホク会（山本）】

経緯としては、種子法が廃止となったところで、産地品種銘柄の取り扱いがスタートしたと承知しておりますが、そういった情報を見ながら、きちんとした良い品種が、生産者もしくは実需者側から申し出をすることによって登録することができるという文章がありましたので、技術的な点や、これから検査や振興にあたって、他の種子に対する影響はどうなのか、そういうことも慎重に考えていかなければならないとのことでした。

良い品種があり、生産者として良いものを作りたい、耐病性や収量性など整えていきたいとの思いがあったので、このような制度の中で、実現できるのではないかと思ったことから、そのような経緯の中で申請を進めたということです。

【北海道農政事務所（岡部）】

その他、皆様からご意見等ございませんでしょうか。

【北海道（角田）】

農産振興課の角田と申します。基本的には評価なども付いておりましたけれども、例えば販売の方法とか経路がどの程度まで考えられているのか、教えていただければと思います。

【事業協同組合チホク会（山本）】

良い品種を広げるためには、たくさん売れれば良いと思っておりますので、販売経路やその他については、今後、関係者と調整しながら、一番良い方法を考えなければならないと思っております。

すでに、近所のパン屋さんや、十勝管内のパン屋さんから使いたいというお話しがありますので、まずは、しっかりと供給をしながら、製パン性や、品質の高さなど、広がっていけば良いと思っております。

もちろん、この品種については、製粉会社様で取り扱いたいというのであれば、こちらに生産者がおりますので、声をかけていただければ売れると思っております。

生産者が、どのようにお考えになるかということも含めながら総合的に判断していくたいと

思っております。

【北海道農政事務所（岡部）】

この他、皆様からのご意見、いかがでしょうか。

それでは、皆さんからご意見をいただいた普通小麦の「ゆめほわいと」の銘柄設定等の申請について、銘柄の設定の要件を満たしているか確認させていただきます。

【資料1】農産物検査に関する基本要領に記載されております、銘柄設定の要件についてですが、（1）の銘柄鑑定が可能であるかどうか、（2）の農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるかどうかという点については、先ほど、現物により品種特性を皆様にご確認いただきました。

（3）の種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を及ぼさないという点につきましては、申請書のとおり、種子の入手は、育成者権者と許諾契約を締結し生産されるものであり、「ゆめほわいと」の収穫物は種苗法第19条に規定する、育成者権者の侵害の行為を組成するものではないということ。

（5）の銘柄検査を行う、「1つ以上の登録検査機関」については、株式会社ほっかいどう穀物研究所様が行う予定とされています。

以上により、銘柄設定の要件を満たしていると判断できるものと考えます。

このことから、「ゆめほわいと」の産地品種銘柄の設定申請については、農林水産省農産局長へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、皆様からいただいたご意見も含め、農林水産省農産局長の方に申請手続きを行っていくということで、取り進めさせていただきます。

それでは続きまして、【資料4】「きたほなみR」を「きたほなみ」の品種群として設定をするという内容につきまして、皆様からのご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

【日清製粉株式会社（萩本）】

日清製粉株式会社の萩本でございます。

地方連絡協議会等々でも、「きたほなみR」については、ホクレンの皆様よりご説明いただいており、私を含めて皆様はかなりご存知のところだと思いますが、やはり気になることといたしましては、粒の見た目では判別が難しいどころか、植物体としても、なかなか判別が難しいところかと思いますので、生産者の皆様と会話させていただく際に、混ざっても大丈夫なのでしょうかということを意見としていただきます。

やはり、実需として製粉工場の人間と会話する際にも、このロットは「きたほなみR」で

す、このロットは普通の「きたほなみ」ですというところは、把握しておきたいと考えております。

最終的には、小麦粉をユーザーの皆様に安定的にお届けするために品質を管理したいと思っておりますので、その品質を安定化させるために、このロットはどちらなのかというところは、ぜひ管理していただきたいと考えておりますので、ご尽力いただきたいと思っております。

【北海道農政事務所（岡部）】

皆様からのご意見については、以上ということになろうかと思いますので、「普通小麦」の「きたほなみ」の品種群の設定と「きたほなみR」の銘柄を構成する品種の追加について、品種群銘柄の設定の要件を満たしているか確認させていただきます。

【資料1】農産物検査に関する基本要領に記載されております、銘柄設定の要件についてですが、（1）の銘柄鑑定が可能であるかどうか、（2）の農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であるかどうかという点については、さきほど現物により品種特性を皆様にご確認いただきました。

（3）の種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を及ぼさないという点につきましては、申請書のとおり、種子の入手は、育成者権者と許諾契約を締結し生産されるものであり、「きたほなみR」の収穫物は種苗法第19条に規定する、育成者権者の侵害の行為を組成するものではないということ。

（4）複数の品種を一つの品種群として産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であるかという点については、申請書のとおり、連続戻し交配により育成された品種であり、品種特性、品質についても同程度あり、取引関係者の合意が形成されており、品種群として同一の銘柄とすることが適当であるということ。

（5）の銘柄検査を行う、「1つ以上の登録検査機関」については、申請書に記載されている6登録検査機関が行う予定とされています。

以上により、品種群の設定の要件を満たしていると判断できるものと考えます。

このことから、「きたほなみ」の品種群の設定と「きたほなみR」の銘柄を構成する品種の追加については、農林水産省農産局長へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、【資料3】及び【資料4】の銘柄設定の申請を進めて参りたいと思います。

なお、今後のスケジュールとしましては、申請書と本日の意見聴取の結果を、12月末までに農林水産省農産局長へ報告いたします。

農産局長は、申請に基づき銘柄の設定を行う必要があると認める場合には、農産物規格規程の改正のための事務手続を来年3月末までに行い、その後、北海道農政事務所に通知されま

す。

当所に通知された内容につきましては、申請者あてに通知するとともに北海道知事を通じて登録検査機関の皆様にも周知することとなりますので、ご承知おきいただければと存じます。

6. 閉会

【北海道農政事務所（岡部）】

本日は、お忙しいところ意見聴取会にご出席いただくとともに、皆様から貴重なご意見等をいただき、大変ありがとうございました。

お帰りになる際には、十分にお気を付けていただくようお願い申し上げ、本日の銘柄設定の申請に係る意見聴取会は終了させていただきます。

以上